令和2年 11 月 26 日

保護者各位

沖縄県立豊見城南高等学校
校長　儀間　昌子
PTA 会長　山口　信江
（公印省略）

豊見城南高校生の車両使用禁止について
～交通事故の被害者にも加害者にもならないために～

向寒の候　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます

平素より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校および本校 PTA では、生徒の安全確保と交通安全意識の向上に努めており、生徒のかけがえのない命を守るために、昭和 56 年、PTA 結成総会においてバイクの「3ない運動」（「運転免許をとらない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」）を決議し、以来現在まで、この決議は毎年の PTA 総会で保護者の総意のもと継承され、生徒達の安全を見守ってきました。この取組みは「バイクに乗せてもらわない」と合わせて、これからも、豊見南生が自分自身で考え、選択し、正しく行動するための後ろ盾となるものです。

しかしながら、近年、学校に届け出ずにバイクの免許を取得し、登下校に使用するなど学校における交通安全指導等を受けていない生徒が散見されるようになりました。責任やリスクを自覚しないまま公道を走行することは、高校生でなくとも重大な危険性をはらみ、深刻な事態を招きかねません。時には保護者として、子どもの要求に負けない毅然とした指導も必要かと存じます。

つきましては、以下の点を再度、各家庭でも確認していただき、今一度「命の大切さ」や「交通安全」について子ども達と話し合っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 1、2 年生については引き続き、原付および自動二輪免許の取得は認めていません。
2. 3 年生は、進路決定後（合格･採用通知等の到達後）、生徒支援部に届け出て、自動車免許を取得することが可能です。なお、取得後も在学中の未成年者の運転については、推奨するものではありません。
3. 家庭で保有の車両等についても、任意保険の契約の有無や条件等について、この際、確認をお願いします。

【参考】「豊見城南高校生の車輌使用禁止に関する決議文」（決議内容）

(1) われわれ保護者は、子弟には運転免許を取らさない。車輌を買わない。運転させないこと。登下校はもちろんのこと、日常生活においてもオ－トバイを運転させない。同乗させない。その他車輌の運転をさせないこと。

(2) 学校は、われわれの子弟に対し、登下校はもちろんのこと、家庭生活においてもオ－トバイをはじめ、車輌を乗用しないよう強力な指導をしてもらうこと。

（昭和５６年５月１６日　沖縄県立豊見城南高等学校ＰＴＡ結成総会にて）

以上